

労 働 者 保 護 問 題

工場法制定の由來

明治二十九年、時の政府は第一回農商工高等會議を開いて「職工の保護及び取締に關する件」を諮詢した。此頃は我國に於ける社會運動の萌芽漸く生れんとし、産業革命に伴ふ労働運動の徵候の片鱗僅かに表れんとして居た時代であつたから工場法の制定の要ありや否やに就ても可否兩様の議論があつた。之れ故第一回農商工高等會議に於ても主税局長添田壽一、農商務次官金子堅太郎氏等の辯護あつたにかゝはらず遂に論議の一一致を觀なかつた。そこで此問題は委員附託となつて第二回高等會議迄に調査する事となつたが第二回會議の時は始めから議題に上らずして葬られた。併しこれにもかゝはらず農商務省側は熱心に工場法制定の必要を稱へ、三十年には志村商工局長は關西地方の工場を視察し、省官連中は連日會議を開いて遂に省議一定せんとして居た。併し此時大臣及次官の辭職となり、新

次官は尙早論者であつた爲遂に省議の決定を見なかつた。

明治三十一年農商務省は次の如き工場法案を公表して廣く實業家側の意見を徵し、且之を第三回農商工高等會議に提案した。

工場法案(明治三十一年諸問案)

第一章 総則

第一條 此ノ法律ハ五十名以上職工徒弟ヲ使用スル工場ニ適用ス

第二條 前條以外ノ工場ニシテ事業ノ性質危險ナルモノ健康ニ害アルモノ職工徒弟ノ保護取締上必要アルモノ其他特別ノ事由アルモノハ勅令ヲ以テ此法律ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二章 工場

第三條 工場ヲ建設改築増築セムトスル者ハ當該官廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ既設ノ建物ヲ工場ニ使用セントスル者亦同シ前項ノ工場ヲ他ノ工業ニ使用シ又ハ工業ノ方法ヲ著シク變更セントスルトキハ更ニ認可ヲ受クヘシ認可ノ手續條件及效力ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 工場ノ工事完成シタルトキハ當該官廳ノ検査ヲ受クヘシ
検査ニ合格セサル工場ニ於テハ事業ヲ營ムコトヲ得ス

第五條 工場ニハ危險豫防、健康保全、風儀維持並公益保護ノ爲必
要ナル設備ヲ爲スヘシ

第六條 前條ノ設備ニ缺點ヲ生シタルトキハ當該官廳ハ左ノ處分ヲ

爲スコトヲ得

一、期間ヲ定メテ相當ノ施設ヲ命スルコト

前項第一條ノ場合ニ於テ工業主其ノ期間内ニ指定ノ施設ヲ爲サ、
ルトキハ當該官廳ニ於テ之ヲ執行シ工業主ヲシテ一切ノ費用ヲ負
擔セシムル事ヲ得

第七條 工場ニ汽罐ヲ裝置セントスル者ハ當該官廳ニ届出テ検査ヲ

受ケヘシ
前項ノ検査若ハ定期又ハ臨時ノ検査ニ合格セサル汽罐ハ之ヲ使用
スルコトヲ得ス

第八條 職工社宅、寄宿舍、病室其ノ他工場ノ附屬建物ニハ本章ノ
規定並之ニ關スル罰則ヲ準用ス

第三章 職工

第九條 十歳未滿ノ幼者ハ工場ニ於テ使用スルコトヲ得ス

但特別ノ事由アル工業ニ付テハ命令ヲ以テ本條ノ例外ヲ設クル
コトヲ得

第十條 十四歳未滿ノ職工ハ一日十時間ヲ超エテ使役スルコトヲ得

斯
但特別ノ事由アルトキハ當該官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ延長スルコ
トヲ得

第十一條 職工ニハ少クトモ一ヶ月二日ノ休暇及一日一時間ノ休憩
ヲ與フヘシ三大節ニハ事業ヲ休止スヘシ

特別ノ事由アリテ前二項ニ依リ難キトキハ當該官廳ノ許可ヲ受ク
ヘシ

第十二條 工業主ハ尋常小學校ノ教科ヲ卒ラサル十四歳未滿ノ職工
ニ自己ノ費用ヲ以テ相當ノ教育ヲ與フルノ設備ヲ爲スヘシ

前項ノ職工ハ工業主ノ定ムル教則ニ服従スヘシ

第十三條 職工業務上負傷シタル場合ニ於テハ工業主之ヲ療養シ若
ハ療養費ヲ支給スヘシ

前項ノ負傷ニ依リ休養ヲ要スルトキハ手當ヲ支給シ不具又ハ廢疾
トナリタルトキハ扶助料ヲ支給スヘシ

本條第一項ノ負傷ニ依リ死亡シタルトキハ埋葬及遺族手當ヲ支給
スヘシ

危害ノ原因自己若ハ他人ノ故意又ハ天災ニ出ツルモノ及危害ヲ避
クル爲特ニ設ケタル禁制ニ違背シタルニ出ルモノハ本條ノ限ニ在
ラス

第十四條 職工ハ左ノ場合ニ於テ直ニ契約ヲ解除スルコトヲ得

一工業主、業務監督者又ハ其ノ家族力職工又ハ其家族ニ對シ暴
行虐待ヲ加ヘ若ハ猥褻ノ所爲アリタルトキ

一生命ヲ危フシ又ハ健康ニ著シキ害ヲ及ホスヘキ業務ヲ業主又
ハ業務監督者ヨリ強ラレタルトキ

第十五條 工業主ハ左ノ場合ニ於テ直ニ契約ヲ解除スルコトヲ得

一職工カ工業主、業務監督者又ハ其家族ニ對シ暴行又ハ侮辱ヲ
加ヘタルトキ

一職工カ工場又ハ其ノ附屬設備ノ秩序ヲ素スヘキ行爲ヲ爲シタ
ルトキ

第十六條 工場主ハ職工トノ關係ヲ定ムル爲職工規則ヲ設ケ當該官
廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

職工ノ社宅寄宿舍取締ニ關スル規則亦前項ニ依ル

當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ職工規則、社宅、寄宿舍規則
ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 職工規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一雇傭契約ニ關スル規程

一休日休業時間及休憩時間ニ關スル規程

一監督組織ニ關スル規程

一賞與懲戒ニ關スル規程

一賃錢ニ關スル規程

一第十三條ノ給與及扶助ニ關スル規程

一積立金ニ闕スル規程

一危害ヲ避クル爲設ケタル禁制
一第十三條ノ教則

職工規則ハ工業主及職工ヲ羈束ス
第十八條 工業主ハ職工ノ異動ヲ明ニスル爲職工名簿ヲ備フヘシ
第十九條 職工ノ取締上必要ノ場合ニ於テハ命令ヲ以テ工業及職工
ノ種類ヲ定メ

其職工ニ職工證ヲ所持セシムルコトヲ得

前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セサル者ハ該工業ニ於テ工業主之
ヲ雇入ル、コトヲ得ス
第二十條 農商務大臣ハ同業組合ノ申請ニ基キ必要ト認ムルトキハ
使役スル職工ニ職工證ヲ所持セサルモノハ該組合員之ヲ雇入ル
前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セサルモノハ該組合員之ヲ雇入ル
、コトヲ得ス

第二十一條 職工證ハ原籍地又ハ住所地ノ市町村之ヲ交附スヘシ
但前條ノ場合ニ於テハ同業組合之ヲ交附スヘシ

第二十二條 職工證ハ工業主是ヲ保管シ解雇ノ際之ヲ職工ニ還付ス
ヘシ

第二十三條 職工名簿及職工證ノ方式並ニ記載事項ハ命令ヲ以テ之
ヲ定ム

第四章 徒弟

第二十四條 工業主徒弟ヲ養成セントスルトキハ豫メ徒弟規則ヲ設

ケ當該官廳ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十五條 徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一修業契約ニ闕スル規定

一休日休業時間及休息時間ニ闕スル規程

一授業ニ闕スル規程

一給與ニ闕スル規程

一疾病、負傷、死亡手當ニ闕スル規程

一賞與、懲戒ニ闕スル規程

一積立金ニ闕スル規程
一第十二條ノ教則

第二十六條 第九條乃至第十三條第十四條第十五條第十六條第二項
第三項第十七條第二項第十八條乃至第二十二條並ニ之ニ闕スル罰
則ハ徒弟ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五章 監督

第二十七條 農商務大臣ハ婦女及十四歳未滿ノ職工徒弟ノ就業ニシ
テ特ニ危險ナルカ又ハ健康若ハ風儀ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ
制限又ハ禁止スルコトヲ得

第二十八條 工場監督官吏ハ工場及其ノ附屬建物ニ臨檢シ職工及徒
弟ニ闕スル書類ヲ検査シ並ニ工業主若ハ其代理人及被傭者ニ説明

ヲ求ムルコトヲ得工場監督官吏又ハ工場監督官吏タリシ者ハ其ノ
務執行上知リ得タル營業上ノ秘密ヲ守ルノ義務アルモノトス

第二十九條 此ノ法律ニ依ル行政處分ニ不服アル者ハ訴願法ニヨリ
訴願スルコトヲ得

第三十條 職工規則、徒弟規則、社宅寄宿舎、雇傭契約又ハ契業修
約ニ付工業主ト職工又ハ徒弟間ニ起リタル紛議ハ工場監督官吏ノ
裁定ヲ受クルコトヲ得

第六章 罰則

第三十一條 第三條第一項第二項第四項第七條第九條乃至第十一條
第一項第二項第十八條第十九條第二項第二十條第二項第

二十二條ニ違背シ又ハ第十六條第三項若クハ第二十七條ノ命令ニ
違背シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條 職工名籍ニ付虛偽ノ所爲アリタル者及第二十八條ノ場
合ニ於テ臨檢検査若ハ説明ヲ拒ミ又ハ虛偽ノ所爲アリタル者ハ五
十圓以下の罰金ニ處ス

第三十一条 他ノ工業主ト雇傭又ハ修業契約期間内ノ職工又ハ徒弟
タルヲ知リ其ノ工業主ノ承諾ナクシテ之ヲ使役シタル工業主又ハ

其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス
職工、徒弟又ハ其ノ親族、法定代理人、保證人ヲ誘導シ其ノ工業
主ニ對シ虛偽ノ所爲ヲ以テ契約ヲ解除セシメ其ノ職工又ハ徒弟ヲ
使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金
ニ處ス

前二項ノ規定ハ五十名以下ノ職工徒弟ヲ使役スル工場ニモ之ヲ適
用ス

第三十四條 虛偽ノ職工證又ハ虛偽ノ所爲ヲ以テ得タル職工證ヲ行
使シ又ハ行使セシメタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十八條第二項ニ違背シタル者ハ刑法第三百六十條
ノ例ニ據リ處斷ス

第三十六條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法數罪俱發ノ例ヲ用井ス

第三十七條 本法ニ定メタル過料ニ付テハ明治三十一年法律第十四
號非訟事件手續法第百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第三十八條 工業主ノ代理人、家屋、被傭者ニシテ此ノ法律中工業
主ニ關スル規定ニ違背スル行爲ヲ爲シタルトキハ工業主ハ自己ノ
指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本則罰則ノ適用ヲ免ル、コトヲ得ス

第三十九條 商事會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役其
ノ他ノ法人ニ在テハ理事ニ工業主ニ關スル本章ノ罰則ヲ適用ス

附 則

第四十條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

當時此案に對しては民間に於て種々の議論出で一般
に實業家側は極力之に反対したが、社會運動に從事し
て居る連中は之に賛意を表し、高野房太郎氏等の組織
して居た労働組合期成會は之に對して七ヶ條の修正案
を出して政府を激勵し、次で東京、横濱に工場案政談

演說會を開き、又委員をして各省大臣の關係諸官及朝
野の有志を歴訪せしめ、工場法制定の速成に關して大
に努力した。それ故に第二回農商工高等會議では法案
適用の範圍を擴め、左の如き修正案を可決した。

工場法案（農商工高等會議修正案）

第一章 工 場

第一條 工場ヲ建設改築増築セントスルモノハ地方長官ニ届出ヘシ
既設ノ建物ヲ工場ニ使用セムトスル者亦同シ

前項ノ工場ヲ他ノ工場ニ使用シ又ハ工業ノ方法ヲ變更セントスル
トキハ更ニ届出ヘシ

第二條 前條ノ届出アリタルトキハ地方長官ハ其ノ工事ヲ検査スヘ
シ

検査ニ合格セサル工場ニ於テハ事業ヲ營ムコトヲ得ス

第三條 工場ニハ危險ヲ豫防シ健康ヲ保全シ風儀ヲ維持シ竝ニ公益
ヲ害セサル爲メ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第四條 前條ノ設備ニ缺點アリタルトキハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲

スコトヲ得

一期間ヲ定メテ相當ノ施設ヲ命スルコト

一事業ノ全部又ハ一部ノ停止テ命スルコト

前項第一號ノ場合ニ於テ工業主其期間内ニ指定ノ施設ヲ爲サ、ル
トキハ地方長官ニ於テ之ヲ執行シ工業主ヲシテ一切ノ費用ヲ負擔
セシムルコトヲ得

第五條 前各條ノ規定ハ左ノ工場ニ限り之ヲ適用ス

一蒸氣力、水力、電氣力、瓦斯力又ハ其他ノ原動力ヲ用フルモノ

一前號以外ノ工場ニシテ事業ノ性質危険ヤルモノ衛生其他公益
ニ害アルモノ

但此場合ニ於テハ豫メ勅令ヲ以テ其工場ノ種類ヲ指定スルヲ要ス

第六條 工場ニ附屬スル寄宿舎及病室ニハ工場ニ關スル前各條ノ規定並ニ之ニ關スル罰則ヲ準用ス。

第七條 工場ニ汽罐ヲ裝置セントスル者ハ地方長官ニ届出検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査若ハ定期又ハ臨時ノ検査ニ合格セサル汽罐ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 工場寄宿舎及病室ノ設備並ニ汽罐検査ニ關スル規定ハ地方長官之ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 農商務大臣ハ左ノ各號ノ範圍内ニ於テ省令ヲ以テ工場ノ職工徒弟ノ使役ニ關スル規定ヲ定ムルコトヲ得

一十歳未滿ノ幼者ノ使役ヲ禁制若クハ制限スルコト

一女子又ハ十四歳未滿ノ職工徒弟ニ一日十二時間以上ノ就業時間及就業ノ種類ヲ制限スルコト

一職工徒弟ニ一ヶ月二日ノ休暇及一日十時間以上ノ勞働ヲ爲ス場合ニ一時間ノ休憩ヲ與ヘシムルコト

第十條 工場主ハ工場ノ寄宿舎ニ住居スル職工徒弟ニシテ十四歳未滿ノ者ニ對シ相當ノ教育ヲ與ヘ且ツ其ノ疾病ノ際引取人ナキトキハ之ヲ教養スルノ義務アルモノトス

第十一條 職工作業上負傷若クハ死亡シタル場合ニハ工業主ハ少クトモ左ニ掲タル各號ノ救恤ヲナスノ義務アルモノトス但シ危害ノ原因自己若クハ他人ノ故意又ハ天災ニ出ツルモノ及危害ヲ避ケル爲メ特ニ設ケタル禁制ニ違背シケルモノハ此限ニアラス

一職工カ負傷シタルトキハ負傷ノ當時何得タル賃錢ノ半額ヲ休養申支給スルコト

一前號ノ場合ニ於テハ療養ノ實費ヲ給シ若クハ自ラ療養ヲ與フルコト

一負傷ニ因リ勞作ヲナス能ハサルニ至リタルトキハ職工カ負傷ノ當時ニ得タル賃錢ノ二ヶ年分

一負傷ニ因リ勞作ヲ減シタル場合ニハ其減少ノ程度ニ應シテ減シタル金額

一負傷ニ因リテ死亡シタル場合ニ於テハ負傷ノ當時ニ得タル賃錢ノ三十日分

一前號死者ノ扶養ニ依リ生活シタル遺族アルトキハ前號賃錢一ヶ年分

前項第三號及第四號ノ金額ハ二百五十圓第六號ノ金額ハ百五十圓ヲ以テ最高額トス

本條ノ規定ハ徒弟ノ場合ニ之ヲ準用ス
變更スル時モ亦同シ

第十二條 工場主ハ職工徒弟規則ヲ設ケ地方長官ニ届出ツヘシ之ヲ寄宿舎取締ニ關スル規定モ亦前項ニ依ル

第十三條 職工徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ
一雇傭契約又ハ修業契約ニ關スル規程
一休日修業時間及休憩時間ニ關スル規程
一賞罰ニ關スル規程

一賃錢若クハ手當ニ關スル規程
一救恤ニ關スル規程

一積立金ヲナス場合ニハ其規程
一危害ヲ避ケル爲メ特ニ設ケタル禁制アルトキハ其ノ禁制

職工徒弟規則ハ工業主及職工徒弟ヲ繩束ス

第三章 監督

第十四條 農商務大臣ハ工場視察官ヲシテ工場ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十五條 此法律ニ依ル行政處分ニ不服アルモノハ行政訴訟ヲ提起シ又ハ訴願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

第四章 罰則

第十六條 第一條第七條第一項及第十一條ノ届出ヲ忘リタルモノハ二十圓以下ノ過料ニ處ス

第十七條 第二條第二項及第七條第二編ニ違背シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

第十八條 工業主ト契約中ノ職工徒弟又ハ其親族法定代理人保證人ヲ誘導シ他ノ工業主ヲシテ其職工又ハ徒弟ヲ使役セシムル媒介者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第二十條 本法ニ定メタル過料ニ付テハ明治三十一年法律第十四號非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第二十一條 工業主ノ代理人家族被傭者ニシテ此法律中工業主ニ關スル規程ニ違背スル行爲ヲ爲シタルトキハ工業主ハ自工ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本章罰則ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第二十二條 此ノ法律ハ明治三十三年一月一日ヨリ行ス

然るに其後當局者は本法の制定は我産業界に大なる影響を及ぼす故慎重調査の必要ありとの口實の下に法案の提出を見合せて居た。併し民間に於ける労働運動家は政府の此態度に飽き足らず明治三十三年春工場法速定の建議案を議會に提出した。之れ故政府は工場調査職員なるものを設けて各地工場を視察せしめたが、三十五年春更に工場法速成の建議案議會に表はれたので、同年秋の如き工場法案要領を發表して普く朝野の意見を求めた。

工場法案要領

(明治三十五年十一月五日付)
(農商務省諸問案)

第一、法令適用ノ範囲

(甲)工場法ヲ適用スル工場ハ當時三十人以上ノ職工徒弟ヲ傭使スルモノトス但官立及公立ノ工場ヲ包含スルコト

(乙)臨時開設スル工場及平時前項ノ員數未滿ノ職工徒弟ヲ傭使スル工場ニ於テ臨時其以上ノ職工徒弟ヲ傭使スル場合ニ關シテハ

特別ノ規定ヲ設クルコト

(丙)甲號ニ掲クル以外ノ工場ニモ必要アルトキハ勅令ヲ以テ工場法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコト

第二、工場ノ取締

(甲)新ニ工場ヲ設置セムトスルトキ及其改築増築等ヲ爲サントスルトキハ行政廳ニ願出テ認可ヲ受ケシメ且行政廳ノ検査ニ合格シタル後使用セシムルコト

(乙)工場ニハ危險ヲ豫防シ健康ヲ保全シ風紀ヲ維持シ及公益ヲ害セサル爲必要ナル方法設備ヲ爲スヘキコト

(丙)寄宿舎其他工場ノ附屬建物及設備ノ取締ニ關スル項編ハ命令ヲ以テ定ムルコト

第三、汽鑑ノ取締

(甲)工場ニ汽鑑ヲ裝置セムトスルトキハ行政廳ニ願出テ認可ヲ受ケシムルコト

(乙)汽鑑ハ行政廳ノ検査ニ合格シ検査證書ヲ得タルモノニアラサレハ使用セシメサルコト

第四、職工徒弟ノ年齢ノ制限

十一歳未滿ノ者ハ工場ニ於テ傭使セシメサルコト但勅令ヲ以テ向

十個年間左ノ如キ猶豫ヲ與フルコト

滿八歳以上ノ者ハ工場法施行後二ヶ年ヲ限り滿九歳以上ノ者ハ

次ノ三ヶ年ヲ限り満十歳以上ノ者ハ次ノ五ヶ年ヲ限り傭使ヲルルヲ得ルコト但一タヒ傭使セラレ得ル年齢ニ達シタル者ハ既後本文ニ抵觸スルニ至ルモ仍傭使ヲ妨ケサルモノトス

第五、徹夜業ノ制限

十六歳未滿ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間工場ニ於テ傭使セシメサルコト但左ノ例外ヲ設クルコト

一、天災事變ニ際シテハ勅令ヲ以テ一時此制限ヲ徹去スルヲ得ルコト

二、勅令ヲ以テ特種ノ事業及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ關スル除外例ヲ規定スルコト

三、工場ニ於テ職工徒弟ヲ二組以上ニ分チ交替ニ傭使スル場合ニ

關シテハ勅令ヲ以テ左ノ如キ除外例ヲ規定スルコト
滿十三歳以上十六歳未滿ノ男女及満十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ト雖モ工場ニ於テ傭使スルヲ得ルコト
但工場法施行後五個年間ハ満十一歳以上十三歳未滿ノ男女ヲモ傭使スルヲ得ルコト

四、前二號ノ場合ニ於テハ職工徒弟各組交替ノ時期就業時間休憩時間及休日ニ關スル特別ノ規定ニ從フヲ要スルコト

第六、從業時間ノ制限

十六歳未滿ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニハ勅令ヲ以テ十二時間以上ノ就業時間ヲ制限スルヲ得ルコトシ其勅令ハ向十箇年ヲ期シ漸次就業時間ヲ短縮スルノ目的ヲ以テ左ノ如ク定ムルコト
天災事變ノ際及臨時事變ノ繁忙ナル場合ニ關シテハ例外ヲ設クルコト

(甲) 十六歳未滿ノ男女又ハ十六歳以上ノ女子ニハ左ニ掲クル時間

チ超エ傭使スルヲ得サルコト

第一種工場 十四時間

第二種工場

十五時間

(乙) 工場法施行ノ日ヨリ五ヶ年ノ後ハ第一種工場ノ就業時間ヲ三十時間ニ短縮シ第二種工場ノ就業時間ヲ十四時間ニ短縮スル次ノ

五ヶ年ヲ経タル後ハ第一種工場ノ就業時間ヲ十二時間ニ短縮シ第二種工場ノ就業時間ヲ十二時間ニ短縮スルコト

(丙) 工場種別ハ別ニ之ヲ定ムルコト

就業時間ノ制限ニ對スル例外ハ左ノ如シ

一、臨時就業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ一週年間或日數(九十日)ヲ限り行政廳ニ届出テテ制限時間ヲ超ユルコト二時間以内ハ就業時間ヲ延長スルヲ得ルコト

二、天災ニ際シテハ地方長官ハ農商務大臣ノ指揮ヲ請ヒ地域及期間ヲ限リテ就業時間ノ制限ヲ停止スルヲ得ルコト

三、事變ニ際シ陸海軍省所管ノ工場又ハ事件ニ關シ必要ナル事業ヲ營ム官私立ノ工場ニ於テ就業時間ノ制限ニ據リ難キトキハ主務大臣ノ指揮ヲ請ヒ制限以上就業時間ヲ延長スルヲ得ルコト

第七、休憩時間ノコト

十六歳未滿ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニ關シテハ勅令ヲ以テ一日一時三十分間以内ノ食事及休憩時間ニ關スル規則ヲ定ムルヲ得ルコトトシ其勅令ハ左ノ如ク定ムルコト

工場ニ於テハ一日一時三十分間以上ノ食事及休憩時間ヲ定メ十六歳未滿ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニ休憩ヲ爲サシムヘキコト但一日ノ就業時間が十二時間以内ナル場合ニ於テ間ヲ一時間ト爲シ一日ノ就業時間が十時間以内ナル場合ニ於テハ休憩時間ヲ四十五分ト爲スル得ルコト
就業ノ種類ニ依リ休憩時間中機械ノ運轉ヲ停止スヘキコト但就業ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指揮スルコト

第八、休日ノコト

十六歳未滿ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニ關シテハ勅令ヲ以テ一ヶ月二日以内ノ休日ニ關スル規則ヲ定ムルヲ得ルコトトシ其勅令ニハ就業時間ノ制限ニ對スル例外ニ準シテ天災事變ノ際及臨時

就業ノ繁忙ナル場合ニ闕スル例外ヲ設クルコト

第九、特ニ危險ナル力又ハ衛生ニ害アル業務ニ闕スル制限

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニハ勅令ヲ以テ特ニ危險ナル力又ハ健康ニ害アル就業ヲ禁止制限スルヲ得ルコトトス但

其ノ勅令ヲ以テ制限スルモノハ左ノ如シ

(甲)運轉中ノ機械ノ危險ナル部分、原動力機若クハ動力傳導裝置ノ掃除、注油、検査若クハ修繕又ハ運轉中ノ調帶、調索ノ取外シ若クハ取付ケニ十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ヲ傭使スルヲ得サルコト

(乙)塵埃粉末、有害瓦斯ヲ發生スル業務、毒薬、劇薬其他有害料品又ハ爆發性、發火性ノ料品ヲ取扱フ業務、塵埃粉末有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務ニハ十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ノ傭使ヲ禁止シ又ハ制限スルコト但シ業務及職工ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

第十、業務上ノ死傷ノ扶助

職工徒弟業務上負傷シ又ハ死亡シタル場合ニハ工業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助ヲ爲スヘキコト但扶助ノ程度ハ左ノ如クスルコト

一、治療看護ノ費用ヲ負擔スルコト
二、療養ノ爲五日以上ノ休業ヲ要スルトキハ少クトモ賃金ノ半額ヲ就業中給與スルコト

三、負傷ニ因リ終身勞働ニ從事スルコト能ハス又ハ終身勞働ノ能力ヲ減スヘキ不具廢疾ト爲リタルトキハ賃金ノ二箇年分以内ヲ給與スルコト但二百五十圓ヲ以テ最高トスルコト

四、負傷ニヨリ死亡シタルトキハ葬式ノ費用ヲ負擔スルコト但二十圓ヲ最高額トスルコト

五、死亡者ノ遺族アルトキハ賃金ノ一箇年半分ヲ給與スルコト但二百圓ヲ以テ最高額トスルコト

第十一、寄宿舎ニ於ケル死傷就ノ扶助

工場附屬ノ寄宿舎ニ寄宿スル職工徒弟負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ三箇月ヲ超エサル期間ニ於テ適當ナル引取人アルマテ治療看護ヲ與フヘキコト其死亡シテ引取人ナキトキハ葬式ヲ行フヘキコト

第十二、職工徒弟ノ雇人紹介ノ取締

右ニ闕スル事項ハ命令ヲ以テ定ムルコト

第十三、工場ノ監督

工場ノ監督ハ地方長官第一次ノ監督ヲ行ヒ農商務大臣第二次ノ監督ヲ行フコト但事ノ重大ナルモノハ農商務大臣ノ指揮ヲ請ハシメ又ハ農商務大臣直接ニ監督處分ヲ行フコト

官立工場ノ監督ニ闕シテハ特例ヲ設クルコト

第十四、法律施行ノ期限

工場法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ムルコト
工場法施行ノ際現ニ存スル工場又ハ汽鑑ニ闕シテハ別ニ認可ノ手續ヲ要セス法律施行後一箇年内ニ届出ヲ爲サシムルコト

當時此種の法を尙早なりとし、かゝる法律は我國從來の美風たる雇僱者間の德義的關係を破壊して冷酷なる法律的關係に改めしめるものであるとして、之に反対した者もあつたが、大體に於て此種の法律の必要は認められ、三十六年七月には議會に於て工場法の提出なき理由を質問する者すら出るに到つた。之れ故當局者は前記諮詢案に多少の修正を加へたる後、法律案として之を議會に提出せんとしたが、此時恰かも日露の風雲益々急に、遂に三十七八年の事變となつたので遂に

之を議會に提出するの機を得ずして已んだ。然るに工場法制定の必要を唱ふるの聲は戰後事業の興ると共に益、盛んとなり、四十年十二月東京に開きたる社會政策學會第一大會に於ては工場法問題を討議して其研究の結果を公にし、且四十二年の議會には工場法を提出せぬ理由を政府に質問し之が速成を促し、此様にして工場法制定の機運大に熟した。而して職工調査委員は三十六年廢止せられたが工場法の研究は引續きて農商務省商工局に於て行はれ、其調査愈、終了したので政府は遂に明治四十二年十一月二十四日新に左の如き工場法案を公表して一般の意見に徵するに至つた。

工場法案（明治四十二年十一月二十四日）

- 第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ之ヲ適用ス
- 一、原動力機ヲ裝置スルモノ
 - 二、事業ノ性質危險ノ虞アルカ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
- 第二條 工業主ハ十二歳未滿ノ者ヲ工場ニ使用スルコトヲ得ス但シ
本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ使用スルハ此ノ限ニ在ラス
行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ十歳以上十二未滿ノ者ノ使用ヲ
許可スルコトヲ得
- 第三條 工業主ハ十四歳未滿ノ者ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ルノ間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
- 第四條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外十四歳以

上十六歳未滿ノ者及女子ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ルノ間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

二、職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルモノ

テ命令ヲ以テ指定シタルモノ
前項第二號ノ場合ニ於ケル就業時間、休憩時間交替及休暇ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ定ム

第五條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日十二時間以上ノ就業ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第六條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ一箇月少クトモ二日ノ休暇ヲ與ヘ又一日ノ就業時間カ六時間以上十時間以内ナルトキハ就業時間少クトモ四十五分間就業時間カ十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩ヲ爲サシムヘシ

第七條 天災事變ノ場合又ハ事變ノ虞アル場合ニ於テハ行政官廳ハ前四條ノ規定ノ施行ヲ停止スルコトヲ得
臨時事變ノ繁忙ナル場合ニ於テハ工業主ハ期間ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケテ第五條ノ就業時間ヲ延長シ又ハ第六條ノ休暇ヲ減スルコトヲ得

第八條 運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除注油、検査若ハ修繕又ハ運轉中ノ機械ニ調帶、調索ノ取付ケ其ノ他命令ヲ以テ指定スル危險ナル業務ニ十六歳未滿ノ者及女子ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 毒薬、劇薬其ノ他有害料品又ハ爆發性若ハ發火性ノ料品ヲ取扱フ業務並ニ著シク塵埃粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險若ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニハ十六歳未滿ノ者ヲ使用スルコトヲ得ス行政官廳ハ十六歳以上ノ女子ニ關シテモ業務ノ種類ニ依リ其ノ使用ヲ禁止制限スルコトヲ得

前二項ノ業務ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

第十條 行政官廳ハ病者又ハ産婦ノ使用ヲ禁止制限スルコトヲ得

第十一條 行政官廳ハ命令ノ規定アル場合ニ於テハ工場及附屬建設物並設備ニ付危害豫防上又ハ衛生上必要ト認ムル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ権利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十二條 工業主ハ其ノ使用スル職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助ス可シ

第十三條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 職工若ハ職工タラムトスル者又ハ其ノ法定代理人ハ職工若ハ職工タラムトスル者ノ年齢ニ關シテ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶ス可シ

第十六條 第一條ニ該當セサル工場ニ付必要ト認ムルトキハ勅令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用ス

第十七條 第二條第一項、第三條第四條第一項、第五條第六條、第八條第九條第一項及第十二條ノ規定又ハ第四條第二項ニ基キテ發シタル命令ノ規定ニ違背シ若ハ第九條第二項、第十條及第十一條第一項ニ依ル行政官廳ノ處分ニ從ハサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ケタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
但シ其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十九條 工業主ハ其ノ使用スル職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス但シ取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ

此ノ限ニ在ラス

第二十條 工業主ヘ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第二十一條 工業主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ工業主ニ適用スヘキ罰金ハ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラスシ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 本法ハ罰則ノ規定ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス
官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ可シ

以上の法案の諮詢に對し、商業會議所、工業團體、其他學會等は各々其意見を發表したが大體に於て工場法制定時機到れるものとして修正意見を提出したもの多く制定に反対したものは僅に二個所あつたのみであつたと云ふ。茲に於て政府は上の法案に幾分の修正を加へ四十三年一月二十三日之を衆議院に提出した其全文左の如くである

工場法案

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノニ之ヲ適用ス

一原動力機ヲ裝置スルモノ

二事業ノ性質危險ナルカ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

第二條 工業主ハ十二歳未滿ノ者ヲ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ

得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合及

行政官廳ノ許可ヲ得テ十歳以上ノ者ヲ就業セシムル場合及

ニ在ラス

第三條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲ夜間工場ニ於テ就業セシ

ムルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ十四歳以上ノ就ニ付左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ

之ヲ適用セス本法施行後五年ヲ限り十二歳以上ノ者ニ付亦同シ

一時ニ作業スルニ非レハ原料ニ變敗ヲ生シ易キ事業ニ就カシ

ムルトキ

二職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項第二號ハ本法施行後十年ニシテ其ノ效力ヲ失フ但シ永續作業ヲ要スル事業ニシテ女子ヲ夜間工場ニ於テ就業セシメサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二項第一號及前項但書ノ事業ノ種類並第二項號二號ノ場合ニ於ケル就業時間休憩時間交替及休暇ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ニ於テ夜間ト稱スルハ四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午後九時ヨリ午前四時迄トシ十月一日ヨリ三月三十一日迄ハ午後十時ヨリ午前五時迄トス

第五條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日十二時間ヲ超エ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ種類ニ依リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

第六條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二日ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ四十五分間十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業

時間中ニ於テ設クヘシ

第七條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主

務大臣ハ第三條第五條又ハ第六條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ

得

臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ工業主ハ期間ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ得テ第五條ノ就業時間ヲ延長シ又ハ第六條ノ休暇ヲ廢スルコトヲ得但シ其ノ期間ニシテ毎月五日ヲ超エザルトキハ豫メ行政官廳ニ届出テ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

第八條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニシテ團轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲シ又ハ運轉中機械ノ動力傳導若ハ裝動裝置ニ調帶、調索ヲ取付ケ其ノ他命令ヲ以テ指定スル危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第九條 工業主ハ十六歳未滿ノ者ヲシテ毒薬、劇薬、有害料品又ハ爆發性若ハ發火性ノ料品ヲ取扱フ業務並著シク塵埃粉末ヲ飛散シ又ハ害有瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務其ノ爲危險若ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

前項ノ業務ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ十六歳以上ノ女子ニ關シテモ第一項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ス

第十條 主務大臣ハ病者又ハ產婦ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十一條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備力危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十二條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十三條 工業主ハ職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十四條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル規定ハ命

令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 職工若ハ職工タラムトスル者ハ其ノ法定代理人及工業主ハ職工又ハ職工タラムトスル者ノ戸籍ニ關シテ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 第一條ニ該當セサル工場ニ付必要ト認ムルトキハ勅令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第十七條 第二條、第三條第一項、第五條、第六條、第九條及第十三條ノ規定又ハ第三條第四項若ハ號十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者及第十一條號一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ處分ニ從ハサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタル者及臨檢ノ際當該官吏ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 工業務ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

號二十條 工業主ハ其代理人、戸主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條 工業主未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ別ニ工業管理人ヲ置キタルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ工業主ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ工業管理人ヨ適用ス營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未滿年者ニ付テハ前項法定代理人ニ關スル規定ヲ適用セス

第二十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ヲ之ヲ適用ス

然るに此法案は衆議院特別委員の審査中何故か政友會の反対する所となり、時の政府も政友會の反対に抗辯する程の熱心もなく遂に二月中頃政府は該法案を撤回した。併し労働者保護法の制定は一政黨の反対によつて己むべきものではない、世の大勢は益々其速成を要求して止まなかつたので翌四十四年政府は更に工場法案を議會に提出し、同年三月遂に左の如き法律となつて現はれた。是現行の工場法である。

工場法（明治四十四年三月二十九日）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル工場法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

工場法

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一、當時十五人以上ノ職工ナ使用スルモノ

二、事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 工業主ハ十二歳未滿ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歳以上

ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得ス就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖別二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歳未滿ノ者及二十歳未滿ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就力シムルトキ

二夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ三晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午後四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換

スヘシ

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限り第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

遮クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導装置ノ危除ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導装置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十五歳未滿ノ者ヲシテ毒薬、劇薬其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及者シク塵埃、粉未ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發數スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範囲ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ產婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設ケル附トヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設

備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲニスル虞アリト認ム
ルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ム
ルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾
病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本
人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ
法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル
者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任
スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スル
コトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、
會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務
擔當社其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨ
リ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適
用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ
在ラス

工業營業ニ關シ成ル者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治
產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナルトキハ其ノ
法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、
取締役、業務擔當社其ノ他法令ヲ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ
付亦前項ニ同シ

第二十條 第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ
違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓

以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨
ケ若ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處
ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代理者ハ其ノ代理
人、月主、家族、同居者、雇人其ノ者ノ從業者ニシテ本法又ハ本
法ニ基キテ發スル命令ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指
揮ニ出テサルノ故ニ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ
管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ其ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代理者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサ
ルノ故ニ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主又ハ第十
九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限
リニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スル
シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スル
コトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用
フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十
六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關ス
ル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス
官立工場ニ關シテハ所轄官廳本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政
官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正五年勅令第百五十六
號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行）

此様に工場法の制定には實に恐ろしき長き變遷を經

過し、最初此問題が農商工高等會議に上つてから満拾五年を経て始めて法律となつて現はれ、而して此法律が制定から實施迄には満五ヶ年五ヶ月を要して居るのである。此様にして大正五年九月一日から工場法が施行さるゝ事となつたので政府は更に勅令を以て左の如き工場法施行令を發布した。

工場法施行令（大正五年八月三日）
勅令第百九十三號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ工場法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
工場法施行令

第一章 通 則

第一條 左ニ掲タル事業ノミニ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除
外ス但シ農商務大臣ノ定ムル原動機ヲ用キルモノハ此ノ限ニ在ラ
ス

菓子、飴又ハ麵麪ノ製造
寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麩ノ製造
清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、酢、醤油又ハ味噌ノ製造
行李、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、藤、竹、繩、經木、蔓、莖又ハ蔓
ノ手工艺品ノ製造
絹木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製
「アタン」、「バナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他
ノモノノ編製
扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造
形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造
被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫

手工ニ依ル組紐ノ編製

刺繡「レース」「バテンレース」又ハ「ドローンウォーグ」ノ業

第二條 鎌業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス
第三條 左ニ掲タル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條號一項第二號ニ
該當スルモノトス

毒劇物又ハ毒劇薬ノ製造

動物ノ剥製

金屬ノ熔融又ハ精煉

水銀ヲ用キル計器ノ製造

燐寸ノ製造

火薬、爆薬又ハ火工品ノ製造又ハ取扱

塗料又ハ顔料ノ製造

「エーテル」ノ製造

溶剤ヲ用キル護謨製品ノ製造

脂肪油ノ精製

溶剤ヲ用キル油脂ノ採收

「ボイル」油ノ製造

礦油ノ蒸溜又ハ精製

乾燥油又ハ溶剤ヲ用キル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用キル事業

金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎

織物又ハ編物ノ起毛

製棉

其ノ他農商務大臣ノ命令ヲ以テ指定シタル事業

第二章 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルキハ工業主
ハ當該職工ノ重大ナル過失ニ因ルコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ

外本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ
依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額
ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ハ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リ
テ變更セラルコトナシ

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ
以テ療養ヲ爲シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケ
サルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金二分ノ一以上ノ扶
助料ヲ支給スヘシ但シ其ノ支給引續キ三月以上ニ涉リタルトキハ
其ノ後ノ支給額ヲ賃金三分ノ一迄ニ減スルコトヲ得

號七條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該
當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ掲タル區別ニ
依リ扶助料ヲ支給スヘシ

一終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ

賃金百七十日分以上

二終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ

賃金百五十日分以上

三從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ

ノ、健康舊ニ復スルコト能ハサル者

賃金百日分以上

四身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引

續キ從來ノ勞務ニ服スル事ヲ得ルモノ 賃金三十日分以上

號八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族ニ賃金百七十日分以上
ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族二十圓以上
ノ葬祭料ヲスヘシ

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之
ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ
者ヲ先ニシ専屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位
ハ左ノ規定ニ依ル

一職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出
子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私
生子ヨリ先ニス

四前二號ニ掲タル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先
ニス

第五條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲タル
者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主
ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲タル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ
タルトキハ之ニ從フヘシ

一職工ノ家督相續人又ハ戸主

二職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
三職工ノ親族又ハ職工ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ職工死亡當時其
ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

シ第五條ノ規定ニ依ル扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘ
シ

第六條ノ規定ニ依ル扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘ
シ

第七條 第五條ノ規定ニ依ル扶助料ヲ本人ニ支給スル場合亦同シ

第八條 第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケル職工療養開始後三年ヲ
経過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金百七十日
分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコ
トヲ得

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ニ規
定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一職工ノ解雇後一年ヲ経過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ即ニ受ケ
タル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限
ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇傷一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タ
ル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病力職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條 第六條乃至號八條及第十四條ノ規定ニ依ル扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一定額ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額

二稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニ在ツ

テハ診断ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラザルトキハ診断

前七日ヲ除キ負傷又ハ卽死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前就業三十日ノ賃金ノ平均額但シ就業三十日ニ満タサルトキハ

其ノ賃金ノ平均額トス

三前二號ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ニ於テ定ムル金額但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方

長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ價額ハ之ヲ金額中ニ加算ス

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ掲クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ検案セシムルコトヲ得

第十九條 工業主ハ扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ扶助規則ヲ變更セムトスルトキ亦同シ地方長官必要ト認タルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條 官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第三章 職工ノ雇入、解雇及周旋

第二十一條 工業主ハ職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付ケヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依

ル

第二十二條 職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支

拂フヘシ

第二十三條 工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ農商務大臣ノ定ムル場合ニ於テ権利者ノ請求アリタルトキハ遲滞ナク賃金ヲ支

拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信認金其ノ他何等ノ名義ヲ用キルニ拘

ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滞ナク之ヲ返還スヘシ

第二十四條 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契

約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル

契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官

ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代へ他

ノ給與ヲ爲スコト

二職工カ雇入契ノニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部

分ヲ交代セサルコト

第二十五條 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確

實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 尋常小學校ノ教科ヲセ丁修サル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認

可ヲ受クヘシ

第二十七條 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工若ハ第七條第

一號第二號ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十
四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合亦同シ

第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス

第四章 徒弟

第二十八條 工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト

二一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受ケルコト

三品性ノ修養ニ關シ當時一定ノ監督ヲ受ケルコト

四地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラルルコト

第二十九條 工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一徒弟ノ數

二徒弟ノ年齢

三指導者ノ資格

四教習ノ事項及期間

五就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
六休日及休憩ニ關スル事項

七品性修養ニ關スル監督ノ方法

八給與ノ方法

九第三十條ノ規定ニ依リ設クル規定

十徒弟契約ノ條項

第三十條 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十五歳未滿ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衛生上ノ害ヲ防ケルノ方法ヲ定ムヘシ

第二十六條及之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス

第三十一條 地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ違ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條 第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工場主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘フス職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒

弟ニ付亦同シ

第五章 罰則

第三十三條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一地方長官ノ爲シタル扶助規則變更ノ命令ニ違反シタルトキ

二職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタルトキ

三第二十四條ニ違反シ又ハ同條但書ノ規定ニヨル許可ノ條件ニ違反シタルトキ

四不正ニ扶助義務ノ全部若クハ全部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ

五不正ニ賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ

六第二十五條ノ認可ヲ受ケス又ハ認可ヲ受ケタル方法ニ依ラスシテ職工ノ貯蓄金ヲ管理シタルトキ

七第二十六條ノ認可ヲ受ケスシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シタルトキ

八第二十八條第四號ノ規程又ハ第三十一條ノ規程ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シタルトキ

工業主ノ爲ニスル職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタル者又ハ工業主ヲシテ不正ニ前項第四號若ハ第五號ニ掲タル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ若ハ免レシメムトスルノ所爲ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用キタル者ハ二百圓以下ノ罰金

ニ處ス

第三十五條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金
又ハ科料ニ處ス

一職工名簿ノ調製又ハ備付ヲ怠リタルトキ

二扶助規則ノ作成若ハ届出ヲ怠リタルトキ

三通貨ニ非サルモノヲ以テ賃金ヲ支拂ヒタルトキ

第三十六條 本令ニ規定スル所爲力同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則

ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第三十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス

賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後三年内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムル契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月内ハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間内ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第四十條 現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ抵觸セサル限り本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケラルコトナシ

第四十一條 本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇

入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

鑛業法制定の由來

明治二十六年鑛業條例が設けられ其内に鑛夫に關する十數條の規定が置かれたが三十八年鑛業法制定せらるるに及んで鑛夫に關する規定は凡て同法及同法施行細則中に含まれる事となつた。今其中鑛夫保護に關する部分丈左に掲げやう。

鑛業法（明治三十八年三月八日）

第七十一條 鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニヨリ農商務大臣及鑛山監督署長之ヲ行フ

- 一 建物及工作ノ保安
- 二 生命及衛生ノ保護
- 三 危害ノ豫防其他公益ノ保護

第七十二條 鑛業上危險ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ農商務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命令スヘシ

急迫ノ必要アルトキハ鑛山監督署長ハ前項ノ處分ヲナスコトヲ得

第七十五條 採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ヲ定メ鑛山

監督署長ノ許可ヲ受クヘシ

第七十六條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クヘシ

第七十七條 鑛業權者鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因

リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能、賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル
證明書ヲ與フヘシ

第七十八條 鎌業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鎌夫ニ

其ノ賃金ヲ支拂フヘシ

第七十九條 農商務大臣ハ命令ヲ以テ鎌夫ノ年齢及就業時間並ニ婦女、幼者ノ勞役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第八十條 鎌夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ鎌業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鎌

夫又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

鎌業法施行細則（三十八年農商務省令第十七號）

第六十四條 鎌業法第七十五條ノ規定ニヨリヲ定ムヘキ鎌夫ノ雇傭

勞役ニ關スル規則ニハ左ニ掲タル事項又ハ之ニ相當スヘキ事項ヲ定メ鎌業ニ着手ノ日ヨリ三十日以前ニ差出シテ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

一 業務ノ種類、等級

二 雇傭及解雇

三 各種類及各等級ニ於ケル賃金

四 賃金支拂期日

五 各種類ノ就業時間並ニ其ノ交替ノ方法

六 休業日其ノ他休業ニ關スル事項

七 年齡及婦女、幼者ノ勞役ニ關スル制限

八 賞罰ノ定アルトキハ其ノ事項

第六十五條 鎌夫名簿ハ鎌業ニ著手ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ調製シ鎌夫ノ氏名、及生年月日、本籍、履歴ノ要領、業務ノ種類、等級、雇傭及解雇ノ年月日並雇傭期間ヲ記載スヘシ

第六十六條 鎌業法第八十條ノ規定ニ依ル扶助ニ付イテハ左ノ標準ニ依リ扶助規則ヲ定メ鎌業ニ著手ノ日ヨリ三十日以前ニ之ヲ差出シ鎌山監督署長ノ許可ヲ受クヘシ

一 診察費及治療費ハ其實額
二 療養ノ爲休業中ハ其日數ニ相當スル賃金額ノ三分ノ一以上
三、葬祭料ハ十圓以上

四 遺族扶助料ハ死者ノ受ケタル賃金百日分以上ニ相當スル金額不具療疾者扶助料ハ其賃金ノ百日分以上ニ相當スル金額稼高ニヨツテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ前項第二號第四號及第五號ニ記載シタル賃金ハ前三十日間ノ就業平均額ニヨリテ之ヲ定ムヘシ

第六十七條 鎌業權者ハ便宜ノ方法ヲ以テ鎌業法中鎌夫ニ關スル規定、鎌夫ノ雇傭勞役ニ關スル規則及扶助規則ヲ鎌夫ニ告知スヘシ

治安警察法制定の由來

明治三十三年三月治安警察法なる法律が制定された。元來我國に於ては保安條例なるものがあつて之れで以て保安警察の事務を執行して來た。所が世運の進歩に従つて保安條例丈では甚だ取締上不便な事が出來出して來た。殊に産業制度が次第に改まると共に賃銀労働者の數増加し、資本對労働の關係に漸く困難なる問題生れんとするの傾向が觀えた。加之憲法發布前後から輸入された自由思想は次第に國民の間に擴まり、次で社會主義的思想も漸く其萌芽を現はさんとすに到了つた。茲に於て政府は三十三年早々に新に治安警察法を議會に提出し警察權の活動に絶大なる威力を加へん

と企てた。此法律の他の部分はさて措き第十七條は労働者の利權の伸長に對して絶大なる制限を加へんとしたものである。之れ故此噂世間に傳はるや當時労働運動に從事して居た労働組合期成會は早速委員を選び當局者を訪問せしめて反対運動を始めた。然しそれにもかゝはらず三月十日遂に法律となつて發布せられた。所謂第十七條とは次の如きものである。

- 第十七條 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行脅迫シ若クハ公然誹謗シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス
 一 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲナスヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其加入ヲ妨クルコト
 二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スル爲使用者ヲシテ労働者ヲ解雇セシメ若ハ労務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労働者ヲシテ労務ヲ停廢セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト
 三 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ニルコト
 耕作ノ目的ニ出ツル土地ノ貸貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ニルカ爲相手方ニ對シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹謗スルコトヲ得ス
 第三十條、第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ「重禁錮」ニ處シ「三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加」ス、使用者ノ同盟解雇又ハ労働者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹謗スル者亦同シ

衆議院に於ける治安警察法

改正法律案

三月十三日小山松壽氏外二名は左の如き改正法律案を衆議院に提出した。

治安警察法中左の通改正す

第十七條中「シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動」を削る。

小山氏登壇説明して曰く。(前略)現行の治安警察法は明治三十三年の制定に係り企業は小規模、工業は幼稚、労働者の智識は低級なる時代に出來たものである。本法制定當時の衆議院特別委員會は明治三十三年二月十六日僅に一回の開會にて質疑應答を終つて居る。而も質疑は主として政談の集會若くは結社等の論議に涉り居り、本法の運用が馳て經濟界に及ぼす所の影響に付ては多くの注意が拂はれて居らない。殊に本法第十七條の規定中特に注意を要する煽動誘惑の行為を罰する一事の如き其意義を明にすることなく決定されて居る。思ふに立法者の意は幼稚にして低級の労働者が感情に走り輕舉妄動する様の事あつては却つて彼等自身に不利益なりと考慮し、之を保護する爲に勧誘の行為を罰するとせしものならん。然るに教育は年々普及し労働者の智力は二十年前と今日とでは殆ど隔世の感がある。今日の如く權利思想が發達し各人が自覺を有する時代に於て本法を其儘にして置くときは労働者階級の自衛的團體の組織及組合の設立を妨げ、其自然の發達を害し延ては工業の進歩を害ふものである。加之字句に頗る疑義多く警察官の解釋如何により労働者の一舉一動を繫縛する虞もある。其結果は或は實憲に反抗の思想を激成するやも知れない。それ故此際此法文の「誘惑若ハ公然誹謗」の文字を

除去して疑義の起るものは之を明確せしめ置くこと最も必要なりと思ふ。』云々

衆議院に於ける労働政策に

關する質問

一月三十一日、小山松壽氏外三十六人は左の如き質問主意書を衆議院に提出した。

講和總會議に於ける國際聯盟並労働問題決議案は我日本委員出席し全員一致を以て可決せられ、日、英、米、佛伊の五大國代表者を以て委員會を組織す可を決議し労働政策は國際的に重大の意義を爲せり而して己に我國は五大國の一員として世界指導の位置にあり之が實行に付き政府は果して如何なる所見を有するや。

此質問書の説明として小山氏は述べて曰く（前略）

『一月二十五日講和會議に於て産業及労働に對する決議案提議せられ、我國よりも珍田、落合の兩委員出席し滿場一致を以て國際労働立法に關する制定の決議を觀た。而して此立法の制定に付き我國よりは岡前商工局長及落合和蘭公使が此委員に任命された。然らば今日に於て政府は此立法に就き如何なる所見を有するか。是廳て我國に於ける労働政策上の大問題である。我國の人口は年々非常な勢で増加し、過去三四十年間にには殆ど倍加したのである。此多數の人を

容して我國の國策は工業立國策でなければならぬ。工業立國策で行くとせば之に關する労働政策の必要は痛切に感ぜらるゝ所である。昨今一部資本家には温情主義と云ふもの唱導さるゝ様であるが温情主義は大地主と小作人との間にあつて慣習慣例を其儘工業界に及ぼさんとする極めて幼稚なる考である。温情主義は家内工業又は固定工業には或は適用し得るならんも大工業組織の所に適用せんとするは痴人の夢に過ぎない。殊に労働者の自覺、權利思想等は近時其勢を強め、過日床次内相の米暴動に關する原因觀中にも、間接原因として富豪階級の我儘放縱の態度、及世界戰亂と其影響よりする所の思想の變革に因る階級鬭爭の結果であると云ふ事を明言されて居る如く思想の變革による階級鬭争は米騒動の原因となり、權利思想の發達は確かに此等の問題を伴ふたのである。茲に於て資本家の温情主義に更に一步を進め勞資共同經營に對して政府は如何なる意見を有するや。此方法は資本と労働との共同經營に相俟つて利益の分配をなさんとする法である。例へば米の暴騰の結果地主は利益を得たが小作人は之に與らない。そこで其利益分配の精神よりして各所に紛議が起つた。又九州地方に此頃度々炭坑暴動があつた。それは生活の不安の爲めに起きた暴動でなく利益分配の精神から出たものである、此等の事實に就て觀れば利益分配、勞資共同經營と云ふ事は大に注意して見る必要があるのであるが政府は果して何等かの考慮を有するや否や。

次には治安警察法第十七條の精神及其解釋に就き、内務省内の會議にて決定された所の方針なりと傳ふる所のものによれば、積極方針として労働組合に關し其第一案は今後起らんとする労働組合に對し第十七條を適用し極端に之を取締るべきか、第二案は將た反対に其發達を助成すべきか、第三案は其中庸を取り既成の組合及自然に起り来る組合を善導すべきかの三案あつた様なるが床次内相が豫算總會及其他分科會等に於て答辯せられし所を觀るに蓋し此中庸案に其意あるが加く見ゆ。然るに労働者の自覺は各種方面に新に現はれ

て居るに治安警察法は明治三十三年の制定にかゝり相當に古いものである。第十七條は傭主及労働者の双方に對し同盟解傭又は同盟罷業の勧誘を制止し且つ労働報酬に關する共同の團結を防止すと云ふ一見甚だ公平の如く見ゆる條文である。併し傭主側の同盟解傭又は同盟労働強制と云ふが如き事は事實上其必要は殆どない。して觀れ

ば此法律は労働者側の同盟罷業及報酬強制に關する禁壓と見るべきである。而して此法令あるが爲に労働者側の正當、穩健なる主張の陳述が不可能になつて居ると云ふ事は更に労働者に對して妨をなすものであると思ふ。此最近數年間労働界の現況を觀るに同盟罷業は次表の如くである。

年別	度數	人員	總數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正三年	度數	同	人員	七、九〇四	一	一	二	八	八	二	四	八	四	一	
大正四年	同	七、八五三	人員	七、九〇四	二	一	五	一、〇九九	一、一〇〇一	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
大正五年	同	七、八五三	人員	七、九〇四	三	二	五	一、一〇〇一	一、一〇〇一	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
大正六年	同	八、四三三	人員	八、四三三	二	二	六	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
大正七年	同	九、五七九	人員	九、五七九	二	二	六	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三	三	六	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四	四	七	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	五	五	八	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	六	六	九	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	七	七	十	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	八	八	十一	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	九	九	十二	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一〇	一〇	十三	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一一	一一	十四	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一二	一二	十五	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一三	一三	十六	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一四	一四	十七	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一五	一五	十八	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一六	一六	十九	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一七	一七	二十	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一八	一八	二十一	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	一九	一九	二十二	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二〇	二〇	二十三	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二一	二一	二十四	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二二	二二	二十五	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二三	二三	二十六	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二四	二四	二十七	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二五	二五	二十八	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二六	二六	二十九	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二七	二七	三十	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二八	二八	三十一	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	二九	二九	三十二	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三〇	三〇	三十三	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三一	三一	三十四	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三二	三二	三十五	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三三	三三	三十六	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三四	三四	三十七	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三五	三五	三十八	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三六	三六	三十九	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三七	三七	四十	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三八	三八	四一	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	三九	三九	四二	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四〇	四〇	四三	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四一	四一	四四	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四二	四二	四五	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四三	四三	四六	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四四	四四	四七	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四五	四五	四八	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四五	四五	四九	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四六	四六	五〇	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四七	四七	五一	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四八	四八	五二	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五七九	人員	九、五七九	四九	四九	五三	一、一〇九九	一、一〇九九	三、三〇九	四三	九	六三	三三	一八
	同	九、五													

を執るとして労働社會の自然の發達を認むる丈で此團體を助成しないが妨げもない其儘にして置くと云ふ方針であるとせば更に其答辯中何所かに労働者の團結が平穏に而も一工業會社内に於て發達するならば之を歡迎すると云ふ意味の事が述べられてあつた様に思ふが無干涉と歡迎とは矛盾する事なきか。團體の成立を歡迎するならば何故其成立の妨げとなり得る所の治安警察法の如きものを其儘となし置く。治安警察法を其儘に差置いて面も一方労働組合を發達せしむる事は確に矛盾があるではないか。此點に關する政府の所見如何云々

右質問に對し内務大臣は三月一日附にて左の答辯を衆議院へ提出した。

資本家と労働者とは其利害を一にし互に協調信愛の念を以て事に當るべきものと認むるが故に政府は労働者が益其智能を啓成し共同自省の精神を涵養すると共に資本家に於ても亦克く労働者の生活の實況と其思想の傾向とを理解するに努めんことは其最も希望する所以て斯して兩者の關係を圓満ならしめ相互の福利を増進せしむるを得べしと信す。而して治安警察法第十七條は労働團體の加入強制若くは其妨碍に付暴行脅迫等の不正手段を用ひ又は同盟解雇同盟罷業を遂行せしめんが爲誘惑煽動する事を禁止するものにして穩健なる労働團體の成立は之を阻礙するものに非らずと認む。

越えて三月六日小山松壽氏外三十六人は更に左の如き再質問を衆議院に提出した。

労働政策に關する本員の質問に對し政府の答辯は要領を得ず、左記の事項に付更に明答を求む。

一、講和會議に列し國際聯盟の設定に同意し労働立法の決議に加入したる我委員は労働の自由、平等、無差別、門戶開放に關し主張を透徹せしむる準備あること勿論なるべしと信す。政府之に對す

る所見如何。

一、國際勞働立法の主要目的は聯盟條約國の労働者の公正にして且人道的位置を得せしむるにあり。即ち労働資本兩者の協調を以て相互の福利を増進せしめんとするものにして加盟國の規約違反に對し經濟的制裁を規定せんとす。之れ我産業に重大の關係を有する制度改造の問題なり。之に對し政府は如何なる所信を有するや。

一、國際勞働條約に加盟する國の資格として労働組合を有することを其條件とす。然るに我國には未だ労働組合と認むべきものなし。之が成立を促進するに付ては救濟事業調查會の政府に對する答申は治安警察法第十七條第二號の誘惑煽動に關する規定を削除するを以て適當の方法なりとせり。政府の所見如何。若し政府に於て其答申と見解を異にすとせば國際勞働立法加盟に伴ふ措置を如何せんとするか。

右の質問に對し三月二十五日附を以て内務大臣及外務大臣は左の答辯書を衆議院に送つた。

國際勞働の問題に付ては未だ具體的に確定する所なく本件に關しては尙未だ答辯するの域に達して居ない。

憲政會と労働組合法案

十月初めの發表に依れば憲政會に於て労働組合法の制定を以て普選問題以上の大問題となし來議會に提出すべく起草に着手し居り脱稿の上は幹部會並に政務調查會の重要な問題として討議すると云ふが其の骨子左の如くである。

一、政府は既報の如く一會社毎に會社の職工團體を以て組合を組織し聯合會の成立を禁止せんとするが如き方法を避け一定の條件を具備せるものには廣く組合を承認すると同時に組合聯合會を成立せしめ之によつて職工の地位を向上し相互の共助をなさしめんとするを目的とする事

二、労働組合は之を社團法人となし理事以下役員を設置する事

三、労働組合は組合員より勞銀の内百分の二又は三とすべきや否やは未定なるも一定の會費を徵收すれどもある條件の下に脱退する場合、失業病氣若くは同盟罷工等の場合に相當の保護を加ふる事

四、労働組合聯合會設置の必要ある場合は労働局の認可を経る事
五、治安警察法第十七條により同盟罷工、誘惑若くは煽動等に関する規定を改正する事但し公正なる待遇を受けつゝあるにも拘らず不合法の所爲（暴行脅迫の）如きは之れを取締る事

右の外組合の範圍に關し一定の種類（例へば紡績組合、金屬組合）に限定すべきや否や組合員の位置向上方法として補習教育機關等を設置すべきや又獨逸制に則れる現行重要物產同業組合の如き一定の都市に於ける會社の職工の大多數（例へば三分の二）加入したる場合は少數職工は（例へば三分の一）當然加入せしむる等強制制度とすべきや否やなどは未だ研究中に屬すと云へり。

憲政會の社會的立法案

十月中旬憲政會では左の如き社會的立法に就て協議

し、成案を得た上臨時大會に宣言書と共に發表する事とした。

（一）労働組合法

（二）治安警察法第十七條改正

（三）社會保險

（四）職業紹介所設置

（五）労資協調機關設置

（六）工場法改正

尙十月廿五六日頃東京大阪の各新聞に憲政會總務江木翼氏は左の如き意見を述べて居る。

労働者保護の制度は大要之を二分することを得べし即ち

- 一、労働者の保護
- 二、労働者の保險

是なり

労働者の保護とは將に發生せんとする損害を未然に防止し若くは其損害の轉嫁を目的とするものなり。

労働者の保險とは既に發生せる損害を除去し若くは其損害の結果を緩和するを目的とするものなり換言すれば損害を治慰するにあり労働に關する各般の立法は此二大眼目に網羅せらる例へば工場法の如き少年労働法の如き或は又日曜休息の如き何れも第一類に屬し社會保險、失職保險の如きは共に第二類に屬す而して労働組合なるものは此兩方面を兼備せるものなりと觀察するを得べし、抑も労働組合を公認するや否やは目下我國に於ける一の重要な問題なり該問題の意義は極めて明白にして労働組合を公認することとは自然に發生したる組合を其儘自然に放任するが如きものに非す換言すれば新に労働組合法を制定して以て労働組合の資格を定むるにあらずんば公認の事實を全うすること能はずと信す今日に至る迄日本には未だ労

労働組合法なく從つて未だ労働組合を公認する場合に至らずと雖も今日に於て労働組合を公認せざるべからざることは我國が當然爲さるべきであるべからざるの義務ありと思惟するものなりと認むると同時に可成的速かに之が公認の手段を探るの義務ありと思惟するものなり即ち國際労働規約第四百二十七條第二項には雇主と均しく被傭者が總て合法の目的の爲にする組合組織を爲すの権利を規定し労働組合並に資本家組合組織の権利を認め居れる以上労働組合法を制定せざるべからざる理由も亦茲にありと信ず然れども労働組合なるものが如何なる効用を爲すものなるやについては多少辯明の要ありと思惟す何となれば世間には労働組合の設置を以て同盟罷業を獎勵すとの誤解を有するものあり此誤解を冰釋するは労働組合法を圓滑に成立せしむる所以なればなり労働組合なるものは固より前述の如く社會生存權を基礎として立つべきものなることは言を俟たず而して其直接の目的は所謂窮乏を防止するに在り詳言すれば一、組合員の向上二、組合員の共助を目的とするものなり而して地位の向上と共に助とを目的とするものなるが故に法律上の資格に於て是等の目的を達成する組合の事業なるものは非常に多し此多くの目的を達することが組合本來の目的にして同盟罷業は決して組合の目的にあらず、同盟罷業は甚だ好ましからざる手段の一に過ぎざるなり今組合本來の目的を達成せんが爲の事業を簡単に列挙せば

- 一、組合員の道徳維持の爲にする施設
- 二、組合員の教育
- 三、失業扶助
- 四、傷害扶助
- 五、疾病扶助
- 六、弔慰扶助
- 七、老年扶助
- 八、産業扶助

等は殆んど列國に通有なる組合の事業にして斯かる事業を爲すを以

て組合本來の目的となせり組合の目的正に斯くの如じ此目的遂行の爲に甚だ忌むべき例外的手段として同盟罷業を行ふの故を以て労働組合本來の目的達成を阻止するが如きは甚だしき不合理といはざるべからず而して工業先進國に於て組合を公認し得る現状に就て見んに組合が實際上活動する場合に於ては必ずしも窮屈なる目的に拘束せらるゝことなく隨分突飛なる行動盛に行はれ居れり假りに英米に於いて現在行はれ居れる労働組合の學問上の目的として活動し居れる其目的の一に就て分類的に説明せんに現に組合が活動し居れる目的は之を三分するを得べし

一、富の分配の爲にする目的即ち労働者が成るべく富の分配を爲し得んとすることを組合の目的とするものにして之が現はれては利益分配主義となるものなり

二、富の生産を組合の目的とせんとするものは即ち富の生産權を組合に移さんことを目的とするものにして之が現はれては露國のボルセヴキギの思想となり又佛國のサンヤカリストの思想となれり要するに富の生産をデモクラチックにせんとするものにして富の生産を資本家に委ねずして労働組合に於て爲さんとするものなるが是は誤まれる思想なりと思惟す何となれば富の生産を労働者のみの利益の爲にせんとするの思想は富の消費者を度外視せる思想なればなり

三、折衷的の主義にして其目的とする所は餘剰價値の社會化を目的とするものなり即ち労働者のみにて生産を管理することとは甚だ不當なり故に消費階級をも加へて而して富の管理の任務を盡さんとするに在り

余は是等學問上の主義を立法の主義上に於て認むるの要ありや否やに就ては目下の事情上其必要なかるべきも自から吾等の發程する地點を定めるの必要は之ありと思惟するものなり而して吾等實際家に於ては現存する嚴肅なる事實を基礎として立脚するが故に我國の事態に應するものとしては賃金制度を基礎としたる組合の主義を探

らざる可からずと思惟す何となれば労働條約第四百二十七條第三項は時と國情に應じ其生活の相應標準を維持するに足る勞銀を被傭者に支給する事と規定し居れる以上世界の労働問題に對する發程は賃金制度の基礎の上に組合を認むるものなりと理解せざる可からず而して賃金制度上最も發達せる制度を採用して以て組合を發達せしむることが最も我國に適するものと認む

労働組合の體容に就ては或は縱斷的といひ或は横斷的と云ふも縱斷的などゝは殆んど考慮の餘地なきものと思惟す僅々労働者百名内外の工場の組合を認むるが如きは決して労働組合の企圖する所の相互扶助の目的を達する所以に非ず苟も労働組合の企圖する目的を達成せんとせば相當多數の組合員を以て多額の金員を集め以て危險率率を緩和することは缺く可からざる組合の成立條件なりと信す故に組合は固より横断的ならざる可からざるなり而して大體に於て府縣なる行政區劃を限りて其中に存在する労働者は之を一組合に包括するを適當と思考す而して組合の其縱幅は職業の種類によりて分つべく例へば紡績業從事者は紡績業從事者の組合とし炭鑛業從事者は炭鑛業從事者の組合を各一組合と爲すが如し斯かる前提の下に労働組合法の要項を列舉すれば左の如し

一、労働組合は組合員の地位の向上並に相互扶助を目的とする社團法人とする事、組合を設立せんとする場合は豫め定款を定めて許可を受くるの必要あるべし

此項に對して説明を要するは共助並に社團法人たらしむることにして歐洲に於る共助の有様を見るに労働組合成立以來最も多額に相互扶助の爲に支出せられたるは(第一)失業の扶助(第二)疾病の扶助にして最近に至りては同盟罷業に對する扶助支出金最も多額となり而して失業の爲に扶助すると雖も道樂又は不行跡の爲に失業せれる者に對しには固より組合に於て其責任を負はざるなり又組合を社團法人たらしめざる可からざる所以のものは一面組合の權利を擁護すると同時に他面組合の義務即ち資本家に對する組合の義務を尊重せ

しめざる可からざればなり現に英國にては組合にして或る不法なる罷業を爲したるため資本家より訴訟を提起せられ其損害を賠償したる事件ありタツフベール事件即ち是れなり
二、組合は滿二十歳以上の男女労働者を以て組織す、組合を組織すべき職業の種類は命令を以て之を定むる事

労働者の年齢を滿二十歳となす理由は組合員たる以上は組合金又は加入金を負擔せざる可からず故に青年労働者以上にのみ限定され

たる次第なり

三、組合は府縣の行政區域によりて組織せしむるを適當とす但し同一府縣内に於ても地方の況狀によりて命令の定むる所により特別の規定を爲すことを得、組合加入の事は労働者の任意とする事

四、組合の重要な事項は組合員總會の議決を以て決定する事

五、組合には組合の事務を處理する爲め理事を置く事

六、組合員の義務として會費の負擔を爲す事

歐米諸國中には組合金の外に加入金を負擔せしむる所あれども我國は創始の際なるを以て組合金のみの負擔に止むるを適當と認む

七、組合員が組合員たる義務に違反したるときは過怠金又は除名の如き制裁を設くる事

八、組合相互の氣脈を通じ其目的を達成する爲別箇の地域に在る同一種類の組合と組合聯合を組織するを得る事、該組合は政府の認可を受けて法人と爲す事

右の外尙幾多の重要な事項あれども先づ以上列舉せる事項を以て要項となすべし既に組合を設くる以上は組合が其目的を達成するの手段として甚だ好ましからざるものなるにせよ同盟罷業なるものゝ起る事は已む可からざる結果なりと思惟す從て同盟罷業た闘して現に定め居れる制限に就て自から組合法制定と同時に相當の考慮を加ふるの必要ありと信す即ち治安警察法第十七條に就て考慮するを要す余は治安警察法第十七條の目的とせる暴行威迫の手段に因る同盟罷業工を處罰することは如何なる國に於ても之を必要とすると共に社

會の秩序を維持する點に於ても該條項を除去するの不可なるを認むるもの也假令我刑法第二十七章並に第三十二章に所謂傷害脅迫の罪に關する規定ありと雖も這は自から其範圍を限定され居るを以て治安警察法第十七條の暴行恐迫による同盟罷業を處罰するの規定を存置するの必要あるを認むるも其他は大體に於て之れを緩和するを以つて穩當なりと思惟す即ち誘惑煽動若くは近時同盟罷業の場合に盛行はるゝ所謂平和的立番の如きは合法なるものとしてを之認むるは今日の時勢に於て已むを得ざるものとす現に英國にては一千八百七十年及び一千八百七十六年の法律に於て之を取締るの主義を探りたるも一千九百六年の法律に於ては此平和的立番を合法なるものと認むるに至れり而して同盟罷業と雖も其目的が正當なる賃銀の値上を要求する場合に於て其手段が合法的のものなりとせざる可からず最後に余は近時多少日本に輸入せられたるサボタージュに就て一言せん怠業なるものは道德上甚だしき墮落的なるものと思惟すると共に法律的にも甚だ正義の觀念に反したるものと思惟す同盟罷業の場合に於ては賃銀の仕拂を受けざるが故に法律上の義務に反するものなるを以て法律の認むる正義の觀念に合せざるものと思考す而して組合の決議によりて怠業を爲すに於ては組合は自から其怠業に因りて工場の蒙りたる損害補償の義務を負はざる可からず斯かる場合に於て労働組合を法人とするの必要を認むるものなり

労働組合法の骨子

十月十三日各新聞に發表された所に所に據ると政府が今朝議會に提出すると傳へらるゝ労働組合法案の骨子は次の如くである。

一、現在の各工場に於ける小職工組合を公認とし之を社團法人とし

て登記せしむる事

二、資本主と労働者との間に協調機關を設置する事

三、労働組合内に所謂理事長を置き其下に資本主對労働者兩者間の問題を處理解決せしむる事

此案に對しては各方面から種々の批評出で資本家側からは大なる反対もなかつた様であるが、既成の労働團體からは様々の反対論が出た。反対の理由は（一）此様な縦斷的組合のみが公認されて從來の各工場の労働者を糾合して居る横断的組合が認められない時は、既成の團體は團體としての立場を失ふ、（二）組合が資本家側と交渉を開く場合に或る工場のみが實行委員として其工場の資本主と交渉する事となると、其工場の職工の意見を代表して資本主に當る實行委員は常に資本主から敵視せられ、最後には追放せらるゝ恐れがある。それ故資本主に此偏見を起さしめた様にするには其工場の職工以外の者が其工場職工の依頼によつて資本主と會見する様にならねばならぬ、而して其爲には此様な縦断的組合でなく、横断的のものとならねばならぬと云ふのである。

此様な反対あるにも拘らず政府は十二月五日労働委員會法案なる名の下に次の如き案文を關係方面に配付

して其意見を求めた。内務省側の発表する所によれば本案は労資協調の一案であつて、決して組合法ではないと云ふ。本案第二十六條は聯合労働委員會を認めて居る故に純然たる縦断的組合とは少しく類を異にして居る。

第一條 當時五十人上の労働者を使用する事業にありては一企業組織内に於て本法に依り労働委員會を設置することを得

第二條 労働委員會を設置する時は豫め區域を定め其の区域内労働者中委員の被選舉資格を有すべきもの並びに企業者の指名たるものにつき各同數の設置を設くることを要す

第三條 勞働委員會の設置委員は會則を作り之に其の事項を定め企業者並に委員選舉資格を有すべき労働者三分の二以上の同意を得ることを要す

第四條 勞働委員會の設置委員は前條の手續終了後一週間内に地方長官に届出づることを要す

第五條 勞働委員會は區域内労働者より選出したる委員及び企業者の指名したる委員を以て組織す

第六條 六箇月以上當該區域内に從事する年齢二十歳以上の労働者は總て委員選舉資格を有す

一年以上當該區域内に從事する年齢二十歳以上の労働者は總て委員被選舉權資格を有す、但禁治產者、准禁治產者及び六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は其の限りにあらず

第七條 指名委員は企業者に於て其の事業に從事する者の中より指名するものとす

第八條 選出委員は五人以上十五人以下には指名委員は選出委員の數を超ゆることを得ず

選出委員の定數は總選舉を行ふ場合にあらざれば之を増減せざる

ものとす

第九條 委員の選舉に關し事務作業上其他區分に依り選舉區を設け各選舉區に於て其の選舉すべき委員の數を定むることを得

第十條 委員選舉の時は選出委員に同數の補充員を選舉することを要す、選出委員缺員ある時は補充員中より之を補缺す

第十一條 選出委員の任期は一年とし選舉の日より之を起算す

第十二條 勞働委員會の選出事務に從事する爲三名の選舉管理委員を置き中一名は委員長とし企業者に於て選定し他の二名は委員選舉資格者中年長者を以て之に充つ、年齢同じき時は抽籤に據る

第十三條 委員の選舉は無記名投票を以て之を行ふ、但會則に別段の定めをなすを妨げず

投票は一人一票とす

第十四條 勞働委員は左記各號の一に該當するに至りたる時は其の資格を喪失するものとす

一、被選舉權資格を喪失したる時
二、委員を辭したる時
三、引續き休業三箇月を超過したる時

前項資格の有無は労働委員會之を決定す

第十五條 勞働委員會は區域共通の利害に關する左記の事項に關し企業者又は委員に依り調查審議し企業者は其の提議をなすものとす

一、賃銀休業時間及び休日に關する事項
二、作業規則に關する事項
三、危險防止及び傷害に關する事項
四、保健衛生及び法規に關する事項
五、教育及び慰安に關する事項
六、互助及び救濟に關する事項
七、能率増進に關する事項
八、其他労働者の福利増進に關する事項

第十六條 勞働委員會は當事者双方よりの請求ありたる場合は勞働者雙互間に於ける紛議の調停をなすことを得

第十七條 勞働委員會の議長は指名委員中より企業者の選任したる者を以て之に充つ副議長は選出委員中より互選したる者を以て之に充て議長故障ある時は其の職務を代理す但其の任期は委員の定期に據る

議長、副議長ともに故障ある場合は其の會議に出席したる委員中より之を互選したる者を以て假議長とす

第十八條 勞働委員會に書記を置き議長に屬して庶務を處理するものとす、書記は二人とし中一人は選出委員、他の一人は指名委員の推薦により議長之を定むるものとす

第十九條 議長は書記をして會議錄を調製し出席委員の人名簿ひ會議の顛末を記載せしむることを要す

前項の會議錄は利害關係者に於て何時たりとも閲覽を請求することを得

第二十條 勞働委員會は議長これを召集し少くとも三箇月に一回通常會議を開くことを要す

選出委員定數の三分の一以上の請求ある時又は議長に於て必要ありと認むる時何時にも臨時會議を開くことを要す

第二十一條 委員會の召集及び會議の事項は少くとも三日前に通知することを要す

但急施を要する場合は此の限りにあらず委員會開會中急施を要する事項ある時は議長は直に之を其の會議に附することを得三日前迄に通知を爲したる事に就き亦同じ

第二十二條 勞働委員會は委員總數の各半數以上出席するにあらざれば會議を開くを得ず

但同一事項に就き召集二回以上に亘り委員總數の三分の一以上出席したる場合は此の限りにあらず

第二十三條 勞働委員會の議事は出席する選出委員及び指名委員の

各過半數を以て決す

前項の場合に於て議決成立せざる時は同一事件に就き更に提案を爲し之を會議に附するを得ず

勞働委員會の議決成立せざる時と雖も過半數を得たる意見は之を企業者に提議するを得

第二十四條 會則は選出委員及指名委員各三分の二以上出席し各三分の二以上の同意を得るにあらざれば之を變更するを得ず

會則の變更ありたる場合は議長に於て地方長官に届出づる事を要す

第二十五條 勞働委員會は或る特殊事項を審議する爲特別委員を置くを得

前項特別委員は勞働委員會に於て委員若くは當該工業に從事する者より之を選任す

第二十六條 同一企業組織内に於て二箇以上の勞働委員會の區域により聯合勞働委員會を設置するを得

第二十七條 聯合勞働委員會は各委員會選出委員中より互選したる委員及企業者の指名したる委員を以て組織す

第二十八條 勞働委員會に關する規定は特別の規定あるものを除くの外聯合勞働委員會に之を準用す

但第二條及第三條の準備に就ては區域内勞働委員會の選出委員を以て勞働者中委員の選舉又は被選舉資格を有すべきものに代ふ

第二十九條 勞働委員會の第十一條及第二十五條の委員を無給とする

第三十條 委員は委員會に出席する爲其の給料を削減せらる事なし委員は會議に出席する爲旅行を要する場合には會則の定むる所に依りて一定旅費の支給を受くるを得

第三十一條 選出委員は委員會に於て發表したる意見に關し其の意に反して解雇せらるる事なし

第三十二條 勞働委員會の事務所選舉會議に要する費用及第三十條第二項の旅費は企業者に於て負擔するものとす

第三十三條 委員の選舉指名委員會の決議又は選舉にして法令又は會則に違背したる時は地方長官は利害關係者の請求に依り其の取消を命ずる事を得

前項利害關係者の請求は其の選舉指名又は決議ありたる日より一週間以内に之を爲す事を要す

第三十四條 前條第一項の請求者にして地方長官の處分に對し不服ありたる時は内務大臣に其の訴願を爲す事を得訴願の提起は處分決定の日より三週間以内に之を爲す事を要す

第三十五條 地方長官は必要ある場合は議長をして労働委員の事務に關する報告を爲さしめ又は書類の檢閱を爲す事を得

第三十六條 労働委員會は左の理由に依り解散す

一、會則を以て定めたる解散理由の發生

二、委員會の決議

三、労働者數三十人未滿に減じたる時

前項第二號の決議は選出委員及指名委員各總數三分の二以上の同意あるにあらざれば之を爲すを得ず

第三十七條 労働委員會解散したる時は最終會議の議長及副議長の連署を以て地方長官に届出づる事を要す

第三十八條 企業者が労働委員會の區域に付き企業管理者を選任する事を得

企業者本法施行區域内に居住せざる時は企業管理者を選任する事を要す

第三十九條 前條企業管理者は本法又は本法に基きて發する命令の適用に就て企業者に代るものとす但第三十二條に就ては此の限りにあらず

企業者營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若くは禁治產者又は法人なる場合に於て企業管理者なき時は其の法定代理人又は理事が業務を執行する社員會社を代表する社員取締役業務擔當社員其他法令の規定に依り法人を代表するものに就き亦前

項に同じ

第四十條 左の各號の一に該當する時は五圓以上百圓以下の科料に處す

一、第四條第三十四條第二項及第三十七條の規定に違背したる時

二、第十九條の會議錄を備へ置かず其の記載すべき事項を記載せず若くは虛偽の記載を爲し又は正當なる理由なくして其の閱覽を拒みたる時

三、第三十一條の報告を爲さず若くは虚偽の報告を爲し又は検査を拒みたる時

四、第三十一條の規定に違背し解雇を爲したる時

第四十一條 非訴訟事項手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の科料に之を準用す

第四十二條 本法又は本法に基きて發する命令規則を除く外官廳又は公共團體の經營する事業に適用す官廳の經營する企業に關しては所轄官廳は本法又は本法に基きて發する命令に依り行政官廳に屬する職務を行ふ

縦斷的労働組合と政友會の 少壯派

内務當局は縦斷的労働組合の公認に關する法律案を今期議會に提出する爲めに其草案の作成を急いでゐるが、此工場毎に設置さるべき職工組合公認は床次内相の説明に依れば我労働界進歩の曉は正式横斷的組合を公認するに至る一段階であると云ふ。けれども、此に對しては閣僚間にも意見あるらしく殊に政友會少壯派

の連中は之を以て時代錯誤であると稱へ、且現在既に横斷組合として發達して來た友愛會信友會其他の組合を默認してゐ乍ら、縱斷組合公認の法制を立つるが如きは彼を否認し解散を命ずるに均しと爲して、寧ろ横斷的組合を公認して、他政黨の逆襲と世論の反対を防ぐべしと論じてゐる。

内務省の労働委員會の法案 と大阪工業界

拾二月始め内務省から發表した労働委員會法案に對して大阪工業會では早速六日常議員會を開き、左の如き建議案を作成し、片岡安氏をして首相、内相及農相へ之を上申せしめた。

同種職工組合法制定に關する建議

本會は同種職工組合公認の時勢に切實なるを認め疊に當局に建議致置候處今や内外の情勢は此の過渡期に處するの必要上穩健なる同種職工組合法制定の急を訴へ來り申候抑も職工組合公認の是非は人道又は社會的公正より見るとときは何等異議の餘地なき所にして今日に於ては最早寸毫の躊躇逡巡を許さざる次第に有之候若し夫れ單に縱斷的組合の公認又は獎勵のみを認めて足れりとなするが如きは我邦現時に於ける職工の心理狀態に對する考察の悉きざるものあるが爲めに外ならずと存候蓋し現時一般の職工は心理上少くとも資本主の他力的温情又は保

護にのみ依頼して滿足する能はざる狀態に有之自己當然の要求又は権利として自ら頼むべき或る根柢の上に日常の勞役を確定せむことを冀望致居候而して此の時代的精神要求が一工場内に於ける縱斷組合に依りて満足せざるべからざる所以は本來一工場内に在りては縱斷組合は常に資本主側の監督若しくは保護の下に置かれ組合の生命たる公平、獨立、自由の色彩を傷けらるゝこと多大なるが爲めに有之候、同種職工組合の組織が國家の公認を受くるときは上叙職工の内心的 requirement を充すと共に其內面的の不安を緩和し特に從來我邦職工に缺如せる自尊心確立を助長し自治責任の美德を養成せしむるを得べくと存候、由來一工場内に於ける組合が動もすれば我利放恣に陥り易く未だ必要の迫らざるに徒に罷工怠業を繰返すが如き處あるに反し同種職工組合の行動は直に世論の批評を招くを以て自から我利放恣を慎み常に公正の進路を認むべく而かも縱斷組合の監督は一工場内に於て資本主が勢其衝に當るべけれども縦斷組合に在りては國家が自ら其任に當るを以て之に伴ふ利害得喪到底同日の論に非すと相信し申候

之を要するに政府が速に別紙要項に依り各地方に於ける同種職工組合公認の法令を布き此種組合の發達を促進し依て勞資の間に於ける不理解を排除し社會の下層に漲る不平不滿の妖氣を一掃せば本邦産業基礎の安定茲に始めて期し得べくと存候右刻下の急務と相認める候條本會總會決議の趣旨に依り常識員會の決議を經謹而建議候也

大正八年十二月 日

大阪工業會々長 片岡 直輝

職工組合法の要項

總 則

内閣總理、内務、農商工各大臣宛

一、職工組合とは同種職工が向上發展を企圖する爲左の目的を以て設立する社團法人を謂ふ

(一) 技能の鍛磨(二) 人格の修養(三) 健康の保全(四) 生活の改善

(五) 共済の執行(六) 其他

設立

- 二、職工組合は同種職工三百名以上に非らざれば設立するを得ず
 三、職工組合の設立者は定款を作り之を主たる事務所々在地の地方長官に差出し設立の許可を請ふべし
 四、定款に記載すべき事項左の如し
 (一) 目的(二) 名稱(三) 組織(四) 事務所(五) 出資の方法(六) 積立金の種別及積立の方法(七) 加入脱退に関する規定(八) 事務の執行及監査に関する規定(九) 存立時期又は解散の理由を定めたるときは其時期又は理由
 職工組合の區域は行政區域に依り之を定め定款中に記載すべし
 但特別の理由あるときは地方長官の許可を得て行政區域に依らざることを得
 五、登記すべき事項左の如し
 (一) 前條第一號乃至第五號及第九號に掲げたる事項(二) 設立許可の年月日(三) 理事及監事の氏名住所
 管理
- 六、職工組合には理事監事を置く理事監事は總會に於て組合員中より之を選任す(但組合設立當時の理事監事は定款を以て之を定むることを得)
 七、職工組合には命令の定むる所に従ひ組合員名簿を備ふることを要す
 八、災厄、疾病、老齢に対する各積立金は彼此流用を妨げずと雖も之を失職に對する積立金に流用すべからず故意失職の場合亦同じ
 監督
- 九、職工組合は主務大臣、地方長官之を監督す
 十、職工組合の行爲が定款若くは法令に違背し其他公益を害するときは主務大臣又は地方長官は總會の決議を取消し理事監事の改選を命じ組合の事業を停止し又は組合を解散することを得

東京實業組合聯合會の労働 組合法案

十二月三日東京實業組合聯合會の山崎副會長横溝書記長兩氏は原首相を官邸に、床次内相を本邸に訪問し過般の決議に基き左の労働組合法制定建議書を提出した。

建議

労働組合法を急速に制定し重要物産同業組合法の如く横斷的に組合を組織せしめ且労資兩者間に信任するに足る權威ある仲裁機關の設立を望む即歐米諸國に於ては労働組合の組織せらるゝ既に久しく産業上効果あるは一般に認識する所にして我國に於ては未だ其組織無きは遺憾とする所なり殊に近時労働問題囂しきに當り更に急を要す可く組合法の制定は労働者の地位の向上と共に經濟に依る生活上の安定を得せしめ指導宜しきを得ば國家に順應し圓滿の發達を遂げしむるを得べし然も之に依りて労資兩者間に於ける調停の實を擧げしめ同盟罷業怠業等の輕舉を戒しむるに至るべ必せり茲に實際上の立場より最も適當と認む可き労働組合の頂領を示さば次の如し

- (一) 組合は法人組織とする事
 (二) 組合員は滿二十歳以上の男女労働者たる事
 (三) 組合の地區は府縣の區域に依り職業の種類別に組織せしむる事
 (四) 組合定款に組合員取締の規定を設くる事
 (五) 組合の取締及防業禁止の規定を設くる事
 (六) 地區を異にする同一種類の組合をして相互氣脈を通じ協同して組合の發達を計る爲組合聯合會を組織せしむる事云々

工場監督官會議

十一月二十五日工場監督官會議が農商務省に開かれ、左の事項に就て意見の交換があつた。此等の項目は明年度に於ける工場監督官總會の問題となるべき腹案であると云ふ。

- 一、各國制度に關する比較報告の準備方法様式災害豫防の措置の蒐集工場鑛山及び鑛業災害等の提議
- 二、婦人工場監督官制度の採用條件監督範圍
- 三、衛生工場省監督官制度
- 四、就業時間及び休息時間の提議
- 五、殘業割増賃銀の監督
- 六、犯罪豫防及び訴追方法警察監督との協同方法
- 七、男女工場監督官の協同
- 八、雇主(?)及び労働者間爭議調停と監督の關係

救濟事業調査會の勞動施設

作年十二月十九日内務大臣より救濟事業調査會に諮問せられし『失業者保護施設』並『資本と労働との調和施設』に關しては、其後同會に於て特別委員を設けて審議中であつたが、愈々二月二日總會を内務省内に開き、特別委員會の答申案に對して二三の字句修正の上、滿場一致を以て左記の答申案を決議した。

尙當日は最後に一委員より治安警察法第十七條第二號の誘惑煽動に關する規定の削除を提案したのに對して、是れ亦過半數を以て可決した。

失業保護要綱

- 一、内務省に於て定期若は臨時に工業界及労働市場の狀況に關する報告を徵し、之を綜合して地方其他必要なる向に通報し、労働需給調節の資料に供すること。
- 二、地方に於ては可成官民共同の協議會を組織し、失業保護に關する實行方法を定め、必要ある場合には、更に方面委員を置き、調查及實行に當らしむること。
- 三、都會に於ては公共團體又は公益團體の經營にかかる職業紹介所設置並に擴張を獎勵し、紹介所相互ひに聯絡を保つに努めしむること。
- 四、事業主をして左記事項を實行せしむること。
 - (一)事業縮少等の爲從業者を解雇する場合は、時間短縮其他の方法に依り可成一時に多數の解雇を爲さる様努むこと(二)解雇の己を得ざる場合は、相當期間を置きて之を豫告すること(三)解雇者には相當の手當金を支給すること(四)平素に於ては可成解雇手當準備金を蓄積すること。
- 五、政府に於ては失業保護の目的を左記事項に留意すること。
 - (一)道路河川鐵道等の諸工事を起し又は綫上をなすこと(二)陸海軍工場其他の工業の按配をなすこと(三)開墾助成をなすこと、公共團體に於ても同様の趣旨により、工業の按配を考慮すること。
- 六、失業者の種類によりては歸農を獎め、又は開墾地植民地並に海外に移住することを勧奨すること。
- 七、失業者の移住其他の必要な場合には、旅費の補給、船車費の割引、其他の便宜を與ふること。
- 八、労働者の自制を促し、貯蓄を獎勵し、工業主をして相當援助の

方法を講ぜしむること。

九、共済組合の設置を奨励し、失業保護の設置を努力せしむる事。

十、前記各號の工業を遂行する爲め必要なる場合には政府に於て低利資金の融通、其他相當助成の方法を講ずること。

資本労働調和

一、労働組合は其自然の發達に委すること。

二、政府に於て速に労働問題調査及労働保護に關しては速に其機關を設置すること。

三、政府は労働保険、仲裁制度、純益分配制度等に關しては速に其調査を遂げ、其實行を期すること。

四、資本労働兩者の協同調和を圖る爲適切なる民間の機關の設立に關し、政府に於て調査を遂ぐること。